

## 令和3年度 処遇改善加算・特定処遇改善加算について

目的 介護職員の処遇改善を目的とし、「勤続10年以上の介護福祉士」で技能面の指導的  
立場のリーダー及びサブリーダーを中心に介護職員の更なる処遇改善を行う事を目的とする。

処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況（法人内2施設）

特別養護老人ホーム 光陽の郷

事業所	処遇改善加算	特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム 光陽の郷	I	I
光陽の郷ショートステイ	I	I
光陽の郷デイサービス	I	I

特別養護老人ホーム 第二光陽の郷

事業所	処遇改善加算	特定処遇改善加算
特別養護老人ホーム 第二光陽の郷	I	I
第二光陽の郷ショートステイ	I	II
第二光陽の郷デイサービス	I	II

賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み状況

- ・ 介護福祉士を目指す職員に実務者研修受講支援やスキルアップのための各研修支援
- ・ 非正規職員から正規職員への転換
- ・ 職員の増員による業務負担軽減
- ・ 健康診断、心の健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等に整備

